

平成26年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

知事直轄組織

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
防災危機管理局	モニタリング情報共有システム整備業務委託	モニタリング情報共有システム整備業務	平成26年10月15日	公益財団法人原子力安全技術センター	18,527,400	モニタリング情報共有システム(RAMISES)は、放射線防護対策の検討に資するため放射性物質の拡散予測を行う緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)をその構成に含む特殊なシステムであるが、このシステムの整備に当たっては、モニタリング情報の一元化を図るため、すでにRAMISESを導入している国、近隣府県との間で情報共有ネットワーク(ラミセスVPN網)を構築する必要があるところ、当該業務を受託できるのは、国内でRAMISES、SPEEDIの運用業務を受託している唯一の事業者である公益財団法人原子力安全技術センターのみであるため。	2	3イ